

江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約 新旧対照表

新	旧
第1章 総則 (適用範囲)第 1 条～(登録の実施)第 5 条 (省略)	第1章 総則 (適用範囲)第 1 条 ～(抽選処理)第 21 条 (省略)
(登録の不承認) 第6条 江戸川区は登録申請を行う者が次の各号に該当する場合は、登録を承認しない場合があります。 (1) 既に利用登録書の交付を受けている利用者。ただし、施設の利用区分等により複数の登録が必要な場合は除きます。 (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。 (3) 第 22 条に規定する 利用制限措置 により利用停止中の利用者。 (省略)	(登録の不承認) 第6条 江戸川区は登録申請を行う者が次の各号に該当する場合は、登録を承認しない場合があります。 (1) 既に利用登録書の交付を受けている利用者。ただし、施設の利用区分等により複数の登録が必要な場合は除きます。 (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。 (3) 第 22 条に規定する ペナルティ により利用停止中の利用者。 (省略)
(利用者番号)第 7 条～(抽選処理)第 21 条 (省略)	(利用者番号)第 7 条～(抽選処理)第 21 条 (省略)
(利用制限) 第 22 条 システムの利用制限_____の_____内容は、別表5_____のとおりとします。 2 次の各号に該当する場合、区はポイントを付与しないこと又は一度付与したポイントを取り消すことができることとします。 (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、豪雨、水害、悪天候等自然災害の影響により、区がポイントを付与しないこと又は一度付与したポイントを取り消すことをシステム Home 画面のお知らせで公表した場合 (2)感染症及び熱中症等の疾病を予防するため、区がポイントを付与しないこと又は一度付与したポイントを取り消すことをシステム Home 画面のお知らせで公表した場合 (3)暴動、騒乱、社会的混乱の影響により、区がポイントを付与しないこと又は一度付与したポイントを取り消すことをシステム Home 画面のお知らせで公表した場合 (4)施設・設備の損壊(故障)のために、利用できないと区が判断した場合 (5)区が特別な理由があると認める場合 3 前項第 5 号に規定する特別な理由があると認める場合とは、利用の取り消し等に相当の理由がある場合で、この適用を受けようとする者は、区にその事実を確認できる証明書等を提出し、区の承認を受けなければならないこととします。	(ペナルティ) 第 22 条 システムの利用制限(以下、「ペナルティ」という。)の 要件及び措置 は、別表5 に掲げる事項に該当するときとします。 2 ペナルティポイントの有効期限は、当該ペナルティの発生した日から2年間とします。
(サービスの一時的な中断)第 23 条 ～ (利用の不承認)第 48 条 (省略) 付則 1 本規約は、令和5年2月1日から施行します。 2 本規約による改正後の江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約第9条1項の規定は、施行日以後にパスワードの登録又は変更する者から適用し、同日前に登録の承認を受けている者については、なお従前の例による。 付則 本規約は、令和5年4月1日から施行します。 付則 本規約は、令和 7 年 2 月 1 日から施行します。	(サービスの一時的な中断)第 23 条 ～ (利用の不承認)第 48 条 (省略) 付則 1 本規約は、令和5年2月1日から施行します。 2 本規約による改正後の江戸川区施設予約システムえどねっと利用者規約第9条1項の規定は、施行日以後にパスワードの登録又は変更する者から適用し、同日前に登録の承認を受けている者については、なお従前の例による。 付則 本規約は、令和5年4月1日から施行します。

別表5 ペナルティ要件及び措置

	ペナルティ要件	ペナルティ措置
(1)	利用日の6日前から利用時間前までに利用取消を行ったとき。ただし、地域施設のホール、総合文化センター、タワーホール船堀、河川敷スポーツ施設を除く。	<u>直前キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 1点</u>
(2)	地域施設のホール、総合文化センター・タワーホール船堀において、システムの受付期間終了後から利用時間前までに利用取消を行ったとき。	<u>直前キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 1点</u>
(3)	河川敷スポーツ施設において、利用日の6日前からシステムの受付期間終了前までに利用取消を行ったとき。	<u>直前キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 1点</u>
(4)	施設の原状回復を行わなかったとき。	<u>直前キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 1点</u>
(5)	河川敷スポーツ施設において、システムの受付期間終了後に利用取消を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(6)	利用開始時間以降に取消処理を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(7)	当選又は予約した利用日の取消を行い、他の利用者番号で予約しなおしたとき。	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(8)	他の利用者の利用を阻害する行為があったとき。 (大量に予約し、キャンセルを行う、抽選で当選した予約を頻繁に取り消すなど)	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(9)	地域施設のホール及び総合文化センター・タワーホール船堀の各部屋に当選したにもかかわらず抽選確認期間に支払いがないとき、又はホール・総合文化センターを予約して10日以内に支払いがないとき。	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(10)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	<u>無断キャンセル</u> <u>ペナルティポイント 3点</u>
(11)	重複登録を行ったとき。	1年間の利用停止
(12)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為において悪意が認められたとき。	1年間の利用停止

備 考

- 1 ペナルティポイントの累計が9点になったとき、又は(11)、(12)の要件に該当したとき、利用者のシステムの利用を1年間停止します。
- 2 重複登録が行われた場合は、主たる一つの登録については(11)に基づき1年間の利用停止となり、その他の登録は第15条(5)により登録を取り消すこととします。

別表5 **利用制限**措置

	要件	措置
(1)	利用日の6日前から利用時間前までに利用取消を行ったとき。ただし、地域施設のホール、総合文化センター、タワーホール船堀、河川敷スポーツ施設を除く。	ポイント 1点 付与
(2)	地域施設のホール、総合文化センター・タワーホール船堀において、システムの受付期間終了後から利用時間前までに利用取消を行ったとき。	ポイント 1点 付与
(3)	河川敷スポーツ施設において、利用日の6日前からシステムの受付期間終了前までに利用取消を行ったとき。	ポイント 1点 付与
(4)	施設の原状回復を行わなかったとき。	ポイント 1点 付与
(5)	河川敷スポーツ施設において、システムの受付期間終了後に利用取消を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	ポイント 3点 付与
(6)	利用開始時間以降に取消処理を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	ポイント 3点 付与
(7)	当選又は予約した利用日の取消を行い、他の利用者番号で予約しなおしたとき。	ポイント 3点 付与
(8)	他の利用者の利用を阻害する行為があったとき。 (大量に予約し、キャンセルを行う、抽選で当選した予約を頻繁に取り消すなど)	ポイント 3点 付与
(9)	地域施設のホール及び総合文化センター・タワーホール船堀の各部屋に当選したにもかかわらず抽選確認期間に支払いがないとき、又はホール・総合文化センターを予約して10日以内に支払いがないとき。	ポイント 3点 付与
(10)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	ポイント 3点 付与
(11)	重複登録を行ったとき。	1年間の利用停止
(12)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為において悪意が認められたとき。	1年間の利用停止

備 考

1 **ポイント**の累計が9点になったとき、又は(11)、(12)の要件に該当したとき、利用者のシステムの利用を1年間停止します。

2 重複登録が行われた場合は、主たる一つの登録については(11)に基づき1年間の利用停止となり、その他の登録は第15条(5)により登録を取り消すこととします。

3 ポイントの有効期間は、当該ポイントの発生日から2年間とします。